

新春挨拶

新年の挨拶



国土交通大臣
赤羽一嘉

令和となって初めての新年を迎え、謹んで新春の御挨拶を申し上げます。

昨年9月に第4次安倍第2次改造内閣が発足し、新たに国土交通大臣の任に当たることとなりました。本年も国土交通行政に対する皆様の変わらぬ御理解と御協力を宜しくお願い申し上げます。

今年は、阪神・淡路大震災から25年目の節目の年です。阪神・淡路大震災は、我が国の防災対策の原点であるとともに、私の政治家としての原点でもあります。

私は、この阪神・淡路大震災で、自ら被災しました。被災現場を走り回り、制度の壁を打ち破り、生活再建や復旧・復興に全身全霊を傾けたことで、常に「現場主義」で取り組むことが私の政治家としての信条となりました。国土交通行政の直面する様々な課題に対し、引き続き「現場主義」に立脚し、全力で取り組んでいく所存です。

昨年12月、新たな経済対策として「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」が閣議決定されました。この経済対策には、

- ・相次ぐ自然災害からの復旧・復興の加速や、防災・減災、国土強靱化の取組の着実な推進と更なる強化など、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保
- ・中小企業・小規模事業者の生産性向上のための環境整備など、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援
- ・外国人観光客6,000万人時代を見据えた基盤整備、生産性向上を支えるインフラの整備など、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上

に向けた施策が盛り込まれております。国土交通省としても、これらの施策が迅速かつ着実に実行されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

今年は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催を迎えます。東京をはじめ、我が国各地域の魅力を発信する絶好の機会です。国土交通省としても、ソフトターゲットへのテロ対策や海上警備を含むセキュリティ対策、首都地域の防災対策や渇水対応の強化、円滑な輸送の確保など、関係者と連携して大会の成功に万全を期してまいります。また、大会の開催を契機として、我が国における共生社会の実現に向け、本年が大きな前進の年となるよう、訪日外国人旅行者、障害者、高齢者の方々にとっても安全・安心なユニバーサルデザインのまちづくりの推進や、「心のバリアフリー」の実現に向けた取組を一層強化してまいります。

本年は、とりわけ以下の4本の柱を中心として諸課題に取り組んでまいります。

- ①防災・減災を社会の主流に！
- ②観光による地方創生
- ③安全・安心な移動環境の整備
- ④持続可能な地域社会と経済成長の実現

①防災・減災を社会の主流に！

【台風第15号・17号・19号・21号をはじめとした災害からの復旧・復興】

昨年は、台風第15号・17号・19号・21号など、相次ぐ大規模な自然災害により、防災・減災の取組の重要性が再認識される年となりました。

台風第15号の発生後、私は大きな被害を受けた千葉県内の被災地に足を運びましたが、多くの住

宅が屋根に被害を受けており、これらに対して支援して欲しいとの地元の強い要望をお聞きしました。こうした要望を踏まえ、政府として検討を行い、従来は災害救助法に基づく応急修理制度の対象とならなかった、半壊に準ずる一部損壊住宅についても対象を拡大しました。また、それでも対象とならない住宅については、住宅の耐震性の向上等に資する屋根の補修等を行う場合に、国土交通省としても「防災・安全交付金」で支援を行うことといたしました。

また、台風第19号の被害も踏まえ、一連の災害からの復旧・復興のため、政府は、昨年11月、「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」をとりまとめました。国土交通省としても、廃棄物・土砂の撤去、住宅の再建、観光需要喚起に向けた対策、公共土木施設等の応急復旧等、地域住民の交通手段の確保などの支援策を盛り込んだところです。

国土交通省としては、被災地のニーズをより一層きめ細やかに把握しながら、必要な制度の見直しを不断に行いつつ、被災者の方々の目線に立った一刻も早い復旧、生活と生業の再建に全力で取り組んでまいります。さらに、今回被害を受けた公共土木施設の復旧においては、原形復旧のみならず、再度災害を防止するため、施設の機能を強化する改良復旧の観点から取り組んでまいります。

【東日本大震災からの復興・創生】

東日本大震災からの復興の加速は、政府の最優先課題の一つです。引き続き、現場主義を徹底し、被災者の方々のお気持ちに寄り添いながら、震災からの復興、そして福島復興・再生に取り組んでまいります。

港湾関係では、東日本地域のエネルギー供給を支える拠点として、小名浜港の国際物流ターミナル整備を、来年度の完成に向け推進してまいります。

【その他自然災害からの復旧・復興】

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等で被災した地域についても、被災者の方々のお気持ちに寄り添いながら、引き続き、生活再建の支援に向けて、必要な取組に注力してまいります。

【防災・減災、国土強靱化】

大臣就任直後から、これまで延べ21道県の被災地域に足を運んでまいりましたが、いずれの被災地も、近年の気候変動により災害が頻発化・激甚化し、それによりもたらされる被害規模が甚大化していることを痛感しております。こうした状況の中で、国民の皆様の命と暮らしを守るために、これまでの教訓や検証を踏まえた抜本的な防災・減災、国土強靱化対策が必要と感じております。また、ハード・ソフト両面の対策とともに、国民の皆様の防災意識の向上と、地域防災力の向上を具体的実現していくことが必要です。

加えて、大規模災害に備えた体制の強化も重要です。平成20年4月に創設されたTEC-FORCEは、これまで東日本大震災や平成30年7月豪雨をはじめ、全国の106の災害に対して延べ11万人・日を超える隊員を派遣し、被災状況の早期把握や道路啓開など、全力で被災自治体の支援にあたってまいりました。今後も、人材や資機材の確保など、TEC-FORCEの体制・機能の拡充強化に努めてまいります。

【インフラ老朽化対策の推進】

我が国では、高度経済成長期以降に整備したインフラの老朽化が進んでいることから、国民の安全・安心や社会経済活動の基盤となるインフラの維持管理・更新を計画的に進めていくことが重要です。このため、インフラの長寿命化を図るための計画的な維持管理・更新や、「予防保全」の取組と新技術の開発・導入等によるトータルコストの縮減・平準化を図ってまいります。

②観光による地方創生

観光は我が国の成長戦略の柱、地方創生の切り札であります。昨年の訪日外国人旅行者数は7年連続で過去最高を記録し、3,000万人を突破しました。「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げた2020年訪日外国人旅行者数4,000万人、2030年6,000万人等の目標達成に向けて、地方誘客と消費拡大に向けた取組を一層推進し、観光先進国の実現に取り組んでまいります。

【首里城復元を含む沖縄の観光振興】

昨年、沖縄県の首里城が火災で焼失いたしました。

た。私も沖縄を訪問し、被害の状況を視察いたしました。沖縄の皆様の誇りであり、歴史と文化の象徴である建物が焼失したことに、私も大きな衝撃と深い悲しみを感じたところです。国営公園事業である首里城の復元に向けて、沖縄県や地元の関係者、有識者の方々の意見を伺いながら、責任を持って取り組むとともに、観光振興や復元過程の公開など、地元のニーズに対応した施策を推進してまいります。

また、この訪問の際には、沖縄を上空から視察し、沖縄の観光について非常に大きな可能性を感じたところです。併せて、那覇港の国際クルーズ拠点整備事業の起工式に出席するとともに、那覇空港滑走路増設事業等を視察し、これらによる沖縄の観光客の受入拡大や利便性向上など、沖縄の観光分野のさらなる飛躍の可能性を強く認識したところです。観光担当大臣として、無限の可能性を持つ沖縄の観光振興により一層注力してまいります。

【各分野における観光施策】

港湾分野においては、増大するクルーズ需要やクルーズ船の大型化に対応するため、既存ストックを活用した受入環境整備、官民連携による国際クルーズ拠点の形成、クルーズ旅客等の満足度向上・消費拡大などハード・ソフト両面の取組を行ってまいります。

③安全・安心な移動環境の整備

【輸送安全の確保】

海事分野では、マラッカ・シンガポール海峡における50年にわたる国際協力を通じた航行安全対策の他、ソマリア沖・アデン湾等における海賊問題、昨年6月の我が国関係船舶に対する攻撃事案発生なども踏まえ、船舶の航行安全の確保に関する取組を進めてまいります。

④持続可能な地域社会と経済成長の実現

我が国では、これまで世界が経験したことのないような人口減少・超高齢化社会を迎えています。その中で、高齢者、障害者等あらゆる方々があらゆる場で活躍できる「一億総活躍社会」を実現し、全ての方々が輝く社会を目指すことが重要です。

【国土の長期展望】のとりまとめ】

現行の「国土形成計画（全国計画）」は、平成27年の策定後4年が経過していますが、その間にも、人口減少・少子高齢化の急激な進行、自然災害の激甚化・頻発化等、国土を取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。

これらの状況変化を踏まえ、中長期の視点に立った今後の国土づくりの方向性を考えるため、概ね2050年を見据えた課題整理と解決方策の提示を行う「国土の長期展望」の検討を引き続き進めてまいります。

【港湾法の改正等】

昨年、洋上風力発電の導入の促進等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律」が成立しました。私も国土交通大臣として国会審議の場に立ちましたが、本法律により、我が国においても洋上風力発電の導入が大きく前進するものと期待しております。今後、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定等を進めるとともに、基地港湾制度の活用によりその導入拡大に取り組みます。

また、本法律では、我が国への国際基幹航路の寄港回数の維持・増加に向けた改正も行われました。今後、法律の内容に即しつつ、国土交通省として、港湾運営会社が行う船社等に対する営業活動等への適切な支援や、大水深コンテナターミナルの整備など、官民一体となった取組を加速してまいります。

加えて、国会審議の間では、港湾の国際競争力強化の観点から、LNGバンカリングの早期整備の必要性等についても、有意義な議論を行うことができました。今後の環境性能に優れたLNG燃料船の更なる導入進展を見据え、来年度中のLNGバンカリング拠点の供用開始に向けて取り組んでまいります。

【現場を支える人材の確保・育成等に向けた働き方改革】

社会全体の生産性向上に加え、産業の中長期的な担い手の確保・育成に向けて働き方改革を進めることも重要です。

建設産業においては、適正な工期設定や週休2日、公共工事の施工時期の平準化の推進など、関係者一丸となった取組が不可欠です。昨年6月に

成立した新・担い手3法を踏まえ、働き方改革や災害時の緊急対応強化、持続可能な事業環境の確保等に向け、実行性のある施策を講じてまいります。また、昨年4月より本運用が開始された「建設キャリアアップシステム」により、建設技能者の経験や技能を業界横断的に蓄積し、その処遇改善につなげてまいります。あわせて、建設技能者に必要とされる技能の習得を継続的に行う建設リカレント教育や多能工化の推進などの人材育成も進めてまいります。

【Society5.0時代に向けた取組】

人口減少・超高齢化社会を迎える中で、国民の安全・安心や持続的な経済成長を確保するには、働き手の減少を上回る生産性の向上によって潜在的な成長力を高め、新たな需要を掘り起こすことが極めて重要です。そのため、新技術も積極的に活用し、スマートシティの推進等のほか、我が国産業の生産性向上や新市場の開拓に向けた取組を進める必要があります。

建設現場においては、測量・施工・検査等の建設生産プロセス全体を対象としてICTの導入を拡大するi-Constructionを進めます。これまで対象となる国土交通省発注工事の約6割でICTを活用した工事が実施される一方、地方公共団体や中小企業への普及促進が課題として残っており、積算基準の改定やトップランナーによる普及活動等、地方自治体や中小企業がさらにICTを導入しやすくなるような環境整備を推進するとともに、5Gを活用した無人化施工等の新技術の現場実装を推進します。

また、i-Constructionの取組により得られるデータや、地盤情報、民間建築物等の国土に関する情報、官民が保有する公共交通や物流・商流等の経済活動に関するデータ、気象等の自然現象に関するデータを連携させ、サイバー空間上に再現する「国土交通データプラットフォーム」を産官学が連携して構築し、施策の高度化やイノベーションの創出を目指します。

港湾分野においては、コンテナターミナルにおける、世界最高水準の生産性と良好な労働環境を創出するため、港湾情報や貿易手続情報のデータ連携を核とした「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組を進めてまいります。

海事分野においては、実海域における遠隔操船実証の実施など、自動運航船の実用化に向けた取組の加速化をはじめ、造船・海運分野や海洋開発分野の国際競争力向上を図る「i-Shipping」や「j-Ocean」の取組を着実に進めるとともに、造船市場における公正な競争条件の環境整備を推進してまいります。また、環境対策についても、GHG排出削減目標の実現に向けた取組やSO_x規制強化の円滑な実施を着実に進めてまいります。

さいごに

国土交通省は、本年も「現場主義」を徹底し、諸課題に全力で取り組んでいく所存です。国民の皆様の一層の御理解、御協力をお願いするとともに、本年が皆様方にとりまして希望に満ちた、大いなる発展の年になりますことを心から祈念いたします。